

総点検実施要領（案）

【舗装編】

平成25年2月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検方法	1
留意事項	4
記録様式	5

1. 適用範囲

総点検実施要領（案）【舗装編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における路面性状基礎調査及び路面陥没危険箇所調査に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領などにより本要領（案）の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

2. 点検の目的

幹線道路を主として路面の状態を把握し、修繕の候補箇所を抽出すること、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を実施するものであり、あわせて第三者被害を防止する観点から、ポットホールへの穴埋め等応急的な措置を行うことを目的とする。

また、道路の路面下の空洞に起因した陥没による第三者被害を防止する観点から、路面下に発生した空洞を発見し、陥没の予防措置を講じることを目的とする。

3. 点検方法

幹線道路を主として、道路巡回にてポットホールなどを点検することに加え、既往資料の調査を通じて舗装計画交通量等の基礎的データを把握した上で、概ね100m毎の評価単位区間毎にひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸を評価し、併せて路面状況について写真による記録を行う。なお、評価単位区間の設定においては、主要な交差点等間での設定や、舗装の損傷状況がほぼ均質である場合は、柔軟に対応することができる。

点検対象車線は、原則として点検対象の道路を代表する1車線とする。代表する車線としては、下り車線あるいは第1走行車線を選定すると良い。また、車線間で舗装の劣化状況が大きく異なる場合等は、複数車線又は全車線を点検対象車線としても良い。

なお、独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を妨げるものではない。

また、道路巡回に際しては路面の変状把握（点検）も実施することに加え、過去に陥没や空洞が発生した箇所と同様の条件の路線や地下埋設物が存在する路線を対象に路面陥没危険箇所調査を実施する。特に震災後には、液状化マップ等を参考に、液状化の可能性が高いと想定される地域に位置する幹線道路も対象とするものとする。

1) 基礎的データの把握

舗装台帳、道路台帳、工事発注実績、パトロール記録等を調査し、舗装の管理に関する以下の基礎的データを可能な限り把握する。

- ・ 舗装計画交通量、設計CBR、舗装構成と使用材料、舗設年度、幅員
- ・ 交通量調査結果（24時間交通量、大型車混入率）
- ・ 補修履歴（補修時期、補修範囲（深さを含む。）、工法、補修材料）
- ・ その他（住民からの通報情報、その他関連調査結果等の参考情報）

2) ひび割れの評価

評価単位区間内の平均的なひび割れ率（度）を評価する。ひび割れ率（度）の定義については、舗装調査・試験法便覧（平成19年6月、社団法人日本道路協会）（以下、「試験法便覧」という。）のS029による。

3) わだち掘れの評価

評価単位区間内の平均的なわだち掘れ量を評価する。わだち掘れ量の定義については、試験法便覧のS030による。

4) 縦断凹凸の評価

評価単位区間内の平均的なIRI（mm/m）を評価する。縦断凹凸（IRI）の定義については、試験法便覧のS032T（クラス4）による。

5) パッチング数

舗装の劣化の進行状況の目安として、評価単位区間内のパッチング数をカウントする。ここでのパッチングとは、舗装の損傷に対する応急処置を実施したものであり、ポットホールへの穴埋め等を含むものとする。

6) 結果の記録

①評価方法

ひび割れ、わだち掘れ、縦断凸凹の路面の状況については、それぞれ目視評価や体感により評価単位区間内の平均的な状態について概ねの定量的評価を行い、あわせて評価単位区間内の路面の代表的な写真を撮影し、記録様式に記録する。パッチング数は、評価区間内のパッチング数をカウントし、記録様式に記録する。なお、点検時にその他の損傷として気づいたものについては、その特徴等を記録様式に記録する。

路面陥没危険箇所調査については、可能な範囲で詳細に記録する。

②記録様式

路面性状基礎調査については、結果を様式-A、Bに記録する（記録様式は本要領（案）巻末に添付する）。

記録は次回点検時に活用できるよう保管する。

なお、従前の路面性状調査要領（案）又はこれに準じる独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を過去5年以内に実施し、様式-Aの内容に準ずる記録がされている場合は、様式-A、Bによらずそれらの結果の記録でよいものとする。

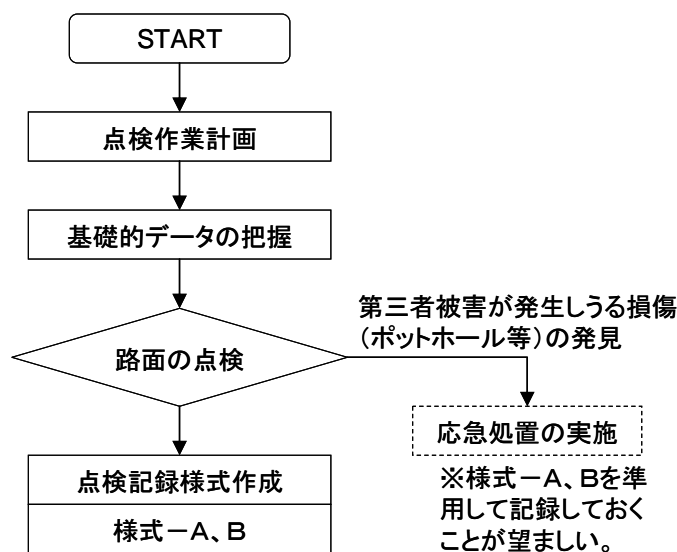


図-1 実施フロー

また、路面陥没危険箇所調査においても、可能な範囲で詳細な調査結果を記録する。

留意事項

①点検時に第三者被害が発生する恐れのある局所的な損傷を発見した場合の措置について

点検時にポットホール、コンクリート舗装の角欠け等の局所的な損傷を発見することが考えられる。これらの損傷については、直ちに応急対策を実施し、応急対策の実施内容及び応急対策の実施前後の写真について、様式-A、Bを準用して記録しておくことが望ましい。

②点検時の交通安全の確保

点検実施時は、第三者はもちろんのこと、点検者自身も含めて交通事故防止、交通安全の確保に十分に留意すること。

③路面性状基礎調査の実施間隔

従前の路面性状調査要領（案）又はこれに準じる独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を過去5年以内に実施している場合は、そのデータを活用することも可能とする。

路面の管理に関しては、路面性状の経年的変化を把握すべきことから、路面性状基礎調査は5年以内毎に実施するものとする。

④他施設における点検との連携について

点検にあたって、他施設の点検結果を活用するなど、連携を図ることが望ましい。

記録様式

総点検実施要領(案)【舗装編】

様式-B

路線名		管轄		点検年月	
-----	--	----	--	------	--

区間	～	施設等			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m

					メモ

区間	～	施設等			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m

					メモ




区間	～	施設等			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m

					メモ

※メモ欄は、区間における損傷に関する具体的な情報を記載。
 ※応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。

総点検実施要領(案)【舗装編】【記載例】

様式-B

路線名	市道〇〇〇線	管轄	〇〇市	点検年月	2013/4	
区間	0 ~ 100	施設等				
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
				メモ 部分パッチングあり		
区間	100 ~ 200	施設等				
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
				メモ		
区間	200 ~ 230	施設等	△交差点(230)			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
				メモ △△交差点下り流入部手前わだち掘れ20mm程度(延長約50m):沈下わだち		

※メモ欄は、区間における損傷に関する具体的な情報を記載。

※応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付することが望ましい。